

○紀南地方老人福祉施設組合の事務局の設置に関する条例

(平成5年2月26日)
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成17年4月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する同法律第158条第7項の規程に基づき、紀南地方老人福祉施設組合の事務局の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務局の設置)

第2条 管理者の権限に属する事務をつかさどるため、紀南地方老人福祉施設組合に事務局を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則（平成5年2月26日条例第1号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第3号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。